

保健福祉部

1 所管施設

(1) 公募により候補団体を選定した施設

No.	施設名	ページ
1	福島県総合社会福祉施設太陽の国	1
2	福島県ばんだい荘あおば及びばんだい荘わかば	2

(2) 公募によらず候補団体を選定した施設

No.	施設名	ページ
	該当なし	

2 選定検討会

(1) 名称

保健福祉部指定管理者選定検討会

(2) 委員

区分	氏名	職名
会長	新田さやか	東日本国際大学 福祉環境学部 准教授
委員	小山田米子	福島県介護福祉士会 会長
委員	佐藤 成	日本公認会計士協会 福島県会
委員	村島 克典	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課長
副会長	戸田 光昭	保健福祉部政策監
委員	関根 宏幸	保健福祉部次長（生活福祉担当）
委員	小川 武	こども未来局次長

施設名	福島県総合社会福祉施設太陽の国																																																																														
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																																																																														
候補団体	団体名：社会福祉法人 福島県社会福祉事業団 代表者職氏名：理事長 太田 健三 所在地：西白河郡西郷村小田倉字上上野原5番地3																																																																														
選定理由	保健福祉部指定管理者選定検討会において、施設の運営に関し指定管理者としての取り組みが、選定基準に照らして各委員が望ましいとする水準を総合的に充たした内容であると認められ、指定管理者候補団体として適当であると判断された。																																																																														
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配付 平成27年7月15日から8月14日まで (2) 申請受付 平成27年8月17日から8月26日まで (3) 募集説明会 平成27年7月30日実施 （場所：福島県庁舎本庁舎3階 福祉公安委員会室 参加数：2団体） (4) 現地説明会 現指定管理者のみの申込みのため、開催しなかった。																																																																														
	<p>2 申請団体数 1団体</p>																																																																														
	<p>3 第一次審査</p> (1) 実施日 平成27年9月1日 (2) 審査方法 書面による審査 (3) 審査結果 審査の結果、申請団体は指定管理者として明らかにふさわしくない法人とは認められず、第2次審査の対象とした。																																																																														
	<p>4 第二次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月9日 (2) 審査方法 プレゼンテーションによる審査 (3) 審査結果 各委員（7名）による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、当該審査団体を候補団体とした。																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平等</th> <th>法令</th> <th>施設</th> <th>経費</th> <th>安定</th> <th>個人</th> <th>地域</th> <th>各施設</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>利用</th> <th>遵守</th> <th>効用</th> <th>節減</th> <th>運営</th> <th>情報</th> <th>生活</th> <th>間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>24.5</td> <td>49.0</td> <td>122.5</td> <td>49.0</td> <td>98.0</td> <td>24.5</td> <td>98.0</td> <td>24.5</td> <td>490.0</td> </tr> <tr> <td>ひばり寮</td> <td>29.5</td> <td>57.0</td> <td>141.0</td> <td>55.0</td> <td>117.5</td> <td>30.0</td> <td>115.0</td> <td>29.0</td> <td>574.0</td> </tr> <tr> <td>かしわ荘</td> <td>29.5</td> <td>56.5</td> <td>140.0</td> <td>54.5</td> <td>117.0</td> <td>30.0</td> <td>115.0</td> <td>29.5</td> <td>572.0</td> </tr> <tr> <td>けやき荘</td> <td>29.5</td> <td>56.5</td> <td>139.0</td> <td>53.0</td> <td>117.5</td> <td>30.0</td> <td>115.0</td> <td>29.0</td> <td>569.5</td> </tr> <tr> <td>かえで荘</td> <td>29.5</td> <td>56.5</td> <td>141.0</td> <td>54.5</td> <td>117.0</td> <td>30.0</td> <td>117.0</td> <td>29.0</td> <td>574.5</td> </tr> </tbody> </table>									項目	平等	法令	施設	経費	安定	個人	地域	各施設	合計	施設	利用	遵守	効用	節減	運営	情報	生活	間		基準点	24.5	49.0	122.5	49.0	98.0	24.5	98.0	24.5	490.0	ひばり寮	29.5	57.0	141.0	55.0	117.5	30.0	115.0	29.0	574.0	かしわ荘	29.5	56.5	140.0	54.5	117.0	30.0	115.0	29.5	572.0	けやき荘	29.5	56.5	139.0	53.0	117.5	30.0	115.0	29.0	569.5	かえで荘	29.5	56.5	141.0	54.5	117.0	30.0	117.0	29.0	574.5
項目	平等	法令	施設	経費	安定	個人	地域	各施設	合計																																																																						
施設	利用	遵守	効用	節減	運営	情報	生活	間																																																																							
基準点	24.5	49.0	122.5	49.0	98.0	24.5	98.0	24.5	490.0																																																																						
ひばり寮	29.5	57.0	141.0	55.0	117.5	30.0	115.0	29.0	574.0																																																																						
かしわ荘	29.5	56.5	140.0	54.5	117.0	30.0	115.0	29.5	572.0																																																																						
けやき荘	29.5	56.5	139.0	53.0	117.5	30.0	115.0	29.0	569.5																																																																						
かえで荘	29.5	56.5	141.0	54.5	117.0	30.0	117.0	29.0	574.5																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平等</th> <th>法令</th> <th>施設</th> <th>経費</th> <th>安定</th> <th>個人</th> <th>各施設</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>利用</th> <th>遵守</th> <th>効用</th> <th>節減</th> <th>運営</th> <th>情報</th> <th>間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>24.5</td> <td>122.5</td> <td>122.5</td> <td>49.0</td> <td>122.5</td> <td>24.5</td> <td>24.5</td> <td>490.0</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>28.5</td> <td>139.5</td> <td>146.5</td> <td>54.0</td> <td>144.0</td> <td>29.0</td> <td>29.0</td> <td>570.5</td> </tr> </tbody> </table>									項目	平等	法令	施設	経費	安定	個人	各施設	合計	施設	利用	遵守	効用	節減	運営	情報	間		基準点	24.5	122.5	122.5	49.0	122.5	24.5	24.5	490.0	病院	28.5	139.5	146.5	54.0	144.0	29.0	29.0	570.5																																		
項目	平等	法令	施設	経費	安定	個人	各施設	合計																																																																							
施設	利用	遵守	効用	節減	運営	情報	間																																																																								
基準点	24.5	122.5	122.5	49.0	122.5	24.5	24.5	490.0																																																																							
病院	28.5	139.5	146.5	54.0	144.0	29.0	29.0	570.5																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平等</th> <th>施設</th> <th>経費</th> <th>安定</th> <th>個人</th> <th>各施設</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>施設</th> <th>利用</th> <th>効用</th> <th>節減</th> <th>運営</th> <th>情報</th> <th>間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>24.5</td> <td>49.0</td> <td>49.0</td> <td>73.5</td> <td>24.5</td> <td>24.5</td> <td>245.0</td> </tr> <tr> <td>厚生センター等</td> <td>28.0</td> <td>53.0</td> <td>52.5</td> <td>87.0</td> <td>30.0</td> <td>29.0</td> <td>279.5</td> </tr> </tbody> </table>									項目	平等	施設	経費	安定	個人	各施設	合計	施設	利用	効用	節減	運営	情報	間		基準点	24.5	49.0	49.0	73.5	24.5	24.5	245.0	厚生センター等	28.0	53.0	52.5	87.0	30.0	29.0	279.5																																						
項目	平等	施設	経費	安定	個人	各施設	合計																																																																								
施設	利用	効用	節減	運営	情報	間																																																																									
基準点	24.5	49.0	49.0	73.5	24.5	24.5	245.0																																																																								
厚生センター等	28.0	53.0	52.5	87.0	30.0	29.0	279.5																																																																								
所管	保健福祉部 保健福祉総務課																																																																														

施設名	福島県ばんだい荘あおば及びばんだい荘わかば																																																																				
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																																																																				
候補団体	団体名：社会福祉法人 福島県社会福祉事業団 代表者職氏名：理事長 太田 健三 所在地：西白河郡西郷村小田倉字上上野原5番地3																																																																				
選定理由	保健福祉部指定管理者選定検討会において、施設の運営に関し指定管理者としての取り組みが、選定基準に照らして各委員が望ましいとする水準を総合的に充たした内容であると認められ、指定管理者候補団体として適当であると判断された。																																																																				
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配付 平成27年7月15日から8月14日まで (2) 申請受付 平成27年8月17日から8月26日まで (3) 募集説明会 平成27年7月30日実施 （場所：福島県庁舎本庁舎3階 福祉公安委員会室 参加数：3団体） (4) 現地説明会 現指定管理者のみの申込みのため、開催しなかった。 <p>2 申請団体数 1団体</p> <p>3 第一次審査</p> (1) 実施日 平成27年9月1日 (2) 審査方法 書面による審査 (3) 審査結果 審査の結果、申請団体は指定管理者として明らかにふさわしくない法人とは認められず、第2次審査の対象とした。 <p>4 第二次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月9日 (2) 審査方法 プレゼンテーションによる審査 (3) 審査結果 各委員（7名）による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、当該審査団体を候補団体とした。 <table border="1" data-bbox="408 1211 1270 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>平等</th> <th>法令</th> <th>施設</th> <th>経費</th> <th>安定</th> <th>個人</th> <th>地域</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>利用</th> <th>遵守</th> <th>効用</th> <th>節減</th> <th>運営</th> <th>情報</th> <th>生活</th> <th></th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>能力</th> <th>保護</th> <th>移行</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基準点</td> <td>24.5</td> <td>49.0</td> <td>122.5</td> <td>49.0</td> <td>98.0</td> <td>24.5</td> <td>122.5</td> <td>490.0</td> </tr> <tr> <td>結</td> <td>あおば</td> <td>29.0</td> <td>58.5</td> <td>145.0</td> <td>54.0</td> <td>120.0</td> <td>30.0</td> <td>144.5</td> <td>581.0</td> </tr> <tr> <td>果</td> <td>わかば</td> <td>29.0</td> <td>61.5</td> <td>143.0</td> <td>52.5</td> <td>120.5</td> <td>30.0</td> <td>145.5</td> <td>582.0</td> </tr> </tbody> </table>									項目		平等	法令	施設	経費	安定	個人	地域	合計	施設		利用	遵守	効用	節減	運営	情報	生活								能力	保護	移行		基準点		24.5	49.0	122.5	49.0	98.0	24.5	122.5	490.0	結	あおば	29.0	58.5	145.0	54.0	120.0	30.0	144.5	581.0	果	わかば	29.0	61.5	143.0	52.5	120.5	30.0	145.5	582.0
項目		平等	法令	施設	経費	安定	個人	地域	合計																																																												
施設		利用	遵守	効用	節減	運営	情報	生活																																																													
						能力	保護	移行																																																													
基準点		24.5	49.0	122.5	49.0	98.0	24.5	122.5	490.0																																																												
結	あおば	29.0	58.5	145.0	54.0	120.0	30.0	144.5	581.0																																																												
果	わかば	29.0	61.5	143.0	52.5	120.5	30.0	145.5	582.0																																																												
所 管	保健福祉部 障がい福祉課																																																																				

商工労働部

1 所管施設

(1) 公募により候補団体を選定した施設

No.	施設名	ページ
1	ふくしま医療機器開発支援センター	1

2 選定検討会

(1) 名称

商工労働部指定管理者選定検討会

(2) 委員

区分	氏名	職名
会長	小沢 喜仁	福島大学副学長兼共生システム理工学類教授
副会長	若狭 新一郎	一般財団法人とうほう地域総合研究所事務局長
委員	帖佐 文夫	公認会計士
委員	国分 三記久	中小企業診断士
委員	橋本 幸洋	福島県商工労働部政策監
委員	安達 和久	福島県商工労働部次長（産業振興担当）
委員	島田 淳	福島県商工労働部観光交流局次長

施設名	ふくしま医療機器開発支援センター																										
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																										
候補団体	団体名：一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 代表者職氏名：理事長 菊地 眞 所在地：郡山市中町3番5号																										
選定理由	選定基準の項目である平等な利用の確保、法令の遵守、効用・経費節減、安定した能力及び個人情報保護並びに合計点において、基準点を上回り、特に安定した能力について高い評価を得ていることから、指定管理者候補団体として適当であると判断された。																										
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配布 平成27年 9月14日(月)から11月13日(金)まで (2) 申請受付 平成27年10月26日(水)から11月13日(金)まで (3) 説明会 平成27年10月 7日(水)実施 〔 場 所：福島県自治会館303会議室 〕 〔 参加数：3団体 〕 <p>2 申請団体数 1団体</p> <p>3 審査</p> (1) 実施日 平成27年12月8日(火) (2) 審査方法 書類及び面接による審査 (3) 審査結果 商工労働部指定管理者選定検討会委員（6名）による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、指定管理者候補団体として適当であると認められる。 <table border="1" data-bbox="438 1433 1356 1601"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等な利用 の確保</th> <th>法令の遵守</th> <th>効用・経費節減</th> <th>安定した能力</th> <th>個人情報保護</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>72.0</td> <td>78.0</td> <td>243.0</td> <td>234.0</td> <td>75.0</td> <td>702.0</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>85.5</td> <td>96.5</td> <td>265.5</td> <td>302.0</td> <td>81.0</td> <td>830.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基準点は、各審査項目を「1」～「5」の5段階評価とし、各項目の評点を「3」とした場合の評点の合計点に評価委員数を乗じた値とする。</p> <p>※ 上記基準点に0.8を乗じて得た値を最低基準点とし、審査の結果最低基準点を上回る法人等がない場合、公募施設については改めて募集を行い、また、非公募施設については当該法人等に対して再度関係書類の提出を求め審査する。</p>						項目 団体	平等な利用 の確保	法令の遵守	効用・経費節減	安定した能力	個人情報保護	合 計	基準点	72.0	78.0	243.0	234.0	75.0	702.0	A	85.5	96.5	265.5	302.0	81.0	830.5
項目 団体	平等な利用 の確保	法令の遵守	効用・経費節減	安定した能力	個人情報保護	合 計																					
基準点	72.0	78.0	243.0	234.0	75.0	702.0																					
A	85.5	96.5	265.5	302.0	81.0	830.5																					
所 管	商工労働部 医療関連産業集積推進室																										

土 木 部

1 所管施設

(1) 公募により候補団体を選定した施設

No.	施 設 名	ページ
1	県営住宅（県北地区）	1
2	県営住宅（県中・県南地区）	2
3	県営住宅（相双地区）	3

(2) 公募によらず候補団体を選定した施設

No.	施 設 名	ページ
	該当なし	—

2 選定検討会

(1) 名称

土木部指定管理者選定検討会（建築）

(2) 委員

（建築）

区 分	氏 名	職 名
会 長	鈴木 浩	工学博士・福島大学名誉教授
委 員	菅野 俊幸	公認会計士・税理士
委 員	橘 あすか	株式会社福島インフォメーションリサーチ&マネジメント代表取締役
委 員	満井 みさ子	消費生活アドバイザー
委 員	蓮沼 敏郎	土木部建築住宅課長
委 員	川音 真悦	土木部営繕課長

施設名	県営住宅（県北地区）																																																																																																																						
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																																																																																																																						
候補団体	団体名：特定非営利活動法人循環型社会推進センター 代表者職氏名：理事長 小野利廣 所在地：福島市五月町4番25号																																																																																																																						
選定理由	多くの評価項目において最高得点を獲得し、申請団体の中で最高の合計点を獲得しているため、候補団体として選定した。																																																																																																																						
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配布 平成27年7月30日から9月11日まで (2) 申請受付 平成27年7月30日から9月11日まで (3) 説明会 平成27年8月11日実施 （場所：ふくしま中町会館 参加数：5団体） <p>2 申請団体数 4団体</p> <p>3 第一次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月 1日 (2) 審査方法 書面による審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体すべてを二次審査の対象とした。 <table border="1" data-bbox="443 996 1337 1339"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>63.5</td> <td>230.5</td> <td>45.0</td> <td>61.0</td> <td>477.5</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>40.0</td> <td>26.5</td> <td>64.0</td> <td>181.5</td> <td>42.0</td> <td>49.5</td> <td>403.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>31.5</td> <td>20.0</td> <td>60.0</td> <td>149.5</td> <td>30.0</td> <td>42.0</td> <td>333.0</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>21.5</td> <td>19.5</td> <td>29.0</td> <td>187.5</td> <td>21.0</td> <td>32.0</td> <td>310.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第二次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月16日 (2) 審査方法 プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体Aを候補団体とした。 <table border="1" data-bbox="443 1668 1337 2011"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>3.5</td> <td>232.5</td> <td>46.0</td> <td>58.0</td> <td>417.5</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>39.0</td> <td>26.5</td> <td>62.0</td> <td>180.5</td> <td>42.5</td> <td>49.5</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>33.5</td> <td>20.0</td> <td>63.0</td> <td>151.0</td> <td>30.0</td> <td>43.0</td> <td>340.5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>21.5</td> <td>19.5</td> <td>28.0</td> <td>187.0</td> <td>21.0</td> <td>32.0</td> <td>309.0</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		60.0							A	48.5	29.0	63.5	230.5	45.0	61.0	477.5	B	40.0	26.5	64.0	181.5	42.0	49.5	403.5	C	31.5	20.0	60.0	149.5	30.0	42.0	333.0	D	21.5	19.5	29.0	187.5	21.0	32.0	310.5	項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		60.0							A	48.5	29.0	3.5	232.5	46.0	58.0	417.5	B	39.0	26.5	62.0	180.5	42.5	49.5	400.0	C	33.5	20.0	63.0	151.0	30.0	43.0	340.5	D	21.5	19.5	28.0	187.0	21.0	32.0	309.0
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																																
	60.0																																																																																																																						
A	48.5	29.0	63.5	230.5	45.0	61.0	477.5																																																																																																																
B	40.0	26.5	64.0	181.5	42.0	49.5	403.5																																																																																																																
C	31.5	20.0	60.0	149.5	30.0	42.0	333.0																																																																																																																
D	21.5	19.5	29.0	187.5	21.0	32.0	310.5																																																																																																																
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																																
	60.0																																																																																																																						
A	48.5	29.0	3.5	232.5	46.0	58.0	417.5																																																																																																																
B	39.0	26.5	62.0	180.5	42.5	49.5	400.0																																																																																																																
C	33.5	20.0	63.0	151.0	30.0	43.0	340.5																																																																																																																
D	21.5	19.5	28.0	187.0	21.0	32.0	309.0																																																																																																																
所 管	土木部 建築住宅課																																																																																																																						

施設名	県営住宅（県中・県南地区）																																																																																																																						
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																																																																																																																						
候補団体	団体名：太平ビルサービス株式会社郡山支店 代表者職氏名：支店長 久保田 長吉 所在地：郡山市虎丸町21番地10号																																																																																																																						
選定理由	経費節減について最高得点を獲得し、他の評価項目においても高い点数を獲得し、最終的にすべての申請団体の中で最高の合計点を獲得しているため、候補団体として選定された。																																																																																																																						
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配布 平成27年7月30日から9月11日まで (2) 申請受付 平成27年7月30日から9月11日まで (3) 説明会 平成27年8月11日実施 （場所：ふくしま中町会館 参加数：5団体） <p>2 申請団体数 4団体</p> <p>3 第一次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月 1日 (2) 審査方法 書面による審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体すべてを二次審査の対象とした。 <table border="1" data-bbox="443 996 1337 1339"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>40.0</td> <td>26.5</td> <td>49.5</td> <td>171.0</td> <td>42.0</td> <td>51.0</td> <td>380.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>54.5</td> <td>188.0</td> <td>45.0</td> <td>63.0</td> <td>428.0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>22.5</td> <td>19.0</td> <td>17.0</td> <td>183.0</td> <td>21.0</td> <td>33.0</td> <td>295.5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>12.5</td> <td>6.5</td> <td>10.0</td> <td>118.5</td> <td>9.5</td> <td>11.0</td> <td>168.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第二次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月16日 (2) 審査方法 プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体Aを候補団体とした。 <table border="1" data-bbox="443 1668 1337 2011"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>39.0</td> <td>26.5</td> <td>49.5</td> <td>170.0</td> <td>45.0</td> <td>51.0</td> <td>381.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>-5.5</td> <td>188.0</td> <td>46.0</td> <td>60.0</td> <td>366.0</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>22.5</td> <td>19.0</td> <td>16.0</td> <td>182.5</td> <td>21.0</td> <td>33.0</td> <td>294.0</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>12.5</td> <td>6.5</td> <td>9.0</td> <td>117.0</td> <td>8.0</td> <td>11.0</td> <td>164.0</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		60.0							A	40.0	26.5	49.5	171.0	42.0	51.0	380.0	B	48.5	29.0	54.5	188.0	45.0	63.0	428.0	C	22.5	19.0	17.0	183.0	21.0	33.0	295.5	D	12.5	6.5	10.0	118.5	9.5	11.0	168.0	項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		60.0							A	39.0	26.5	49.5	170.0	45.0	51.0	381.0	B	48.5	29.0	-5.5	188.0	46.0	60.0	366.0	C	22.5	19.0	16.0	182.5	21.0	33.0	294.0	D	12.5	6.5	9.0	117.0	8.0	11.0	164.0
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																																
	60.0																																																																																																																						
A	40.0	26.5	49.5	171.0	42.0	51.0	380.0																																																																																																																
B	48.5	29.0	54.5	188.0	45.0	63.0	428.0																																																																																																																
C	22.5	19.0	17.0	183.0	21.0	33.0	295.5																																																																																																																
D	12.5	6.5	10.0	118.5	9.5	11.0	168.0																																																																																																																
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																																
	60.0																																																																																																																						
A	39.0	26.5	49.5	170.0	45.0	51.0	381.0																																																																																																																
B	48.5	29.0	-5.5	188.0	46.0	60.0	366.0																																																																																																																
C	22.5	19.0	16.0	182.5	21.0	33.0	294.0																																																																																																																
D	12.5	6.5	9.0	117.0	8.0	11.0	164.0																																																																																																																
所 管	土木部 建築住宅課																																																																																																																						

施設名	県営住宅（相双地区）																																																																																																						
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）																																																																																																						
候補団体	団体名：庄司建設工業株式会社 代表者職氏名：代表取締役社長 庄司 岳洋 所在地：南相馬市原町区青葉町一丁目1番地																																																																																																						
選定理由	業務遂行能力、その他（経営理念等）の項目について最高得点を獲得し、それ以外の項目では、他団体より評点は低いものの、最終的にすべての申請団体の中で最高の合計点を獲得しているため、候補団体として選定された。																																																																																																						
選定経過	<p>1 募集</p> (1) 要項配布 平成27年7月30日から9月11日まで (2) 申請受付 平成27年7月30日から9月11日まで (3) 説明会 平成27年8月11日実施 （場所：ふくしま中町会館 参加数：3団体） <p>2 申請団体数 3団体</p> <p>3 第一次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月 1日 (2) 審査方法 書面による審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体すべてを二次審査の対象とした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">----- 60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>25.0</td> <td>14.5</td> <td>24.5</td> <td>180.0</td> <td>29.0</td> <td>37.0</td> <td>310.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>41.0</td> <td>26.5</td> <td>62.5</td> <td>180.5</td> <td>42.0</td> <td>52.0</td> <td>404.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>54.5</td> <td>172.0</td> <td>45.0</td> <td>64.0</td> <td>413.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第二次審査</p> (1) 実施日 平成27年10月16日 (2) 審査方法 プレゼンテーション・ヒアリングによる審査 (3) 審査結果 各委員による評点の合計は下記のとおりであり、この結果、申請団体Aを候補団体とした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>平等 利用</th> <th>法令 遵守</th> <th>効用・経 費節減</th> <th>業務遂 行能力</th> <th>個人情 報保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>48.0</td> <td>30.0</td> <td>102.0</td> <td>252.0</td> <td>48.0</td> <td>60.0</td> <td>600.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">----- 60.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>32.5</td> <td>19.5</td> <td>48.0</td> <td>215.0</td> <td>38.0</td> <td>68.5</td> <td>421.5</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>40.0</td> <td>26.5</td> <td>62.5</td> <td>178.5</td> <td>42.0</td> <td>55.0</td> <td>404.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>-5.5</td> <td>172.0</td> <td>45.0</td> <td>61.0</td> <td>350.0</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		----- 60.0							A	25.0	14.5	24.5	180.0	29.0	37.0	310.0	B	41.0	26.5	62.5	180.5	42.0	52.0	404.5	C	48.5	29.0	54.5	172.0	45.0	64.0	413.0	項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計	配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0		----- 60.0							A	32.5	19.5	48.0	215.0	38.0	68.5	421.5	B	40.0	26.5	62.5	178.5	42.0	55.0	404.5	C	48.5	29.0	-5.5	172.0	45.0	61.0	350.0
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																
	----- 60.0																																																																																																						
A	25.0	14.5	24.5	180.0	29.0	37.0	310.0																																																																																																
B	41.0	26.5	62.5	180.5	42.0	52.0	404.5																																																																																																
C	48.5	29.0	54.5	172.0	45.0	64.0	413.0																																																																																																
項目 団体	平等 利用	法令 遵守	効用・経 費節減	業務遂 行能力	個人情 報保護	その他	合計																																																																																																
配点	48.0	30.0	102.0	252.0	48.0	60.0	600.0																																																																																																
	----- 60.0																																																																																																						
A	32.5	19.5	48.0	215.0	38.0	68.5	421.5																																																																																																
B	40.0	26.5	62.5	178.5	42.0	55.0	404.5																																																																																																
C	48.5	29.0	-5.5	172.0	45.0	61.0	350.0																																																																																																
所 管	土木部 建築住宅課																																																																																																						